

改正

令和7年4月1日告示第128号

令和8年6月19日告示第121号

郡上市森林管理道等緊急整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、森林管理道等緊急整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱(平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知)、岐阜県森林整備事業実施要領(平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通達)、岐阜県森林作業道実施基準(平成23年6月2日付け森第289号林政部長通知)及び郡上市補助金等交付規則(平成16年郡上市規則第39号。以下「市規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において森林管理道とは、主伐又は間伐による木材の集材、搬出及び主伐後の再造林、保育施業等、継続的な森林の維持管理に用いられる作業道、作業路をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示の補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で市長が適当と認めたものとする。

- (1) 次条に規定する事業を行う市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業体及び森林組合
- (2) 県指針等の定める構造を有する森林作業道等開設を実施する者
- (3) 市内の民有林施業地で森林作業道等開設を実施する者
- (4) 森林施業計画若しくは森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費とは、県が査定した事業費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業費の100分の90以内の額とする。ただし、森林の集積・集約化実証事業(森林の集積・集約化実証事業実施要領(令和7年12月16日7林整森第207号林野庁長官通知)に規定する森林の集積・集約化実証事業をいう。)は、100分の100以内の額とする。なお、国又は県の補助対象事業にあつては、補助対象事業費に対して国県補助金及び交付金を加えるものとする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前確認)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、交付申請前に郡上市森林整備計画等を示す市政方針に沿った路網整備の事業計画書等を書面により事前確認を受けなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(次条の規定による軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を行うために締結する契約は、受注者の選定等適正な手続により行わなければ

ばならない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定に基づき事前確認を受けた場合には、市規則第4条第1項の規定に基づく補助金交付申請書(市規則様式1号及び様式2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算(決算)書(様式第1号)
 - (2) 森林管理道等緊急整備事業計画(実績)書(様式第2号)
 - (3) 位置図・計画(実測)図(様式第3号)
 - (4) その他市長が必要と認めた書類
- (軽微な変更の範囲)

第9条 第7条第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費に20パーセント以上の増減を生ずる変更以外の変更とする。

(事業が予定期間内に完了しない場合の報告)

第10条 市規則第6条第1項第4号の規定により市長の指示を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出するものとする。

(補助金交付決定時の条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林作業道の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合(森林作業道の施行地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権等の設定の後、転用若しくは用途変更する場合を含む。)は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還すること。ただし、当該転用等が、公用、公共、天災地変その他やむを得ない事情による場合は、補助金相当額の返還の要否について市長と協議するものとする。
- (2) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(変更申請)

第12条 補助金の交付決定を受けた者が、当該申請の内容に軽微な変更以外の変更又は中止しようとするときは、市規則第11条の規定に基づく補助金等変更交付(中止・廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書(市規則様式7号及び様式2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算(決算)書(様式第1号)
- (2) 森林管理道等緊急整備事業計画(実績)書(様式第2号)
- (3) 造林・間伐等施業予定(開設年度から3年間)計画書(様式第4号)
- (4) 他の補助を受けたことを証明する書類等の写し
- (5) 出来形(県査定後)設計図書一式
- (6) 事業施工後の写真(様式第5号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(検査実施及び事業審査)

第14条 市長は、前条の規定により申請のあった事業の検査及び審査を実施する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第128号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月19日告示第121号）

この告示は、令和8年6月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第8条、第13条関係）

収 支 予 算 （決 算） 書

収 入 の 部		支 出 の 部	
区 分	予 算（決 算）額	区 分	予 算（決 算）額
国 県 補 助 金	円		円
市 補 助 金		事 業 費	
自 己 負 担 金			
計		計	

様式第2号（第8条、第13条関係）

年度 森林管理道等緊急整備事業計画（実績）書

事業主体 (申請者)	路線名	開設 改良 区分	市町村	施工地			分収林 区分	受託 区分	施工方法 (直営・ 請負別)	森林経営計画又は 集約化実施計画	道土 補助率 (%)	路網密度		作業計画		作業道整備計画		補助対象 事業費 (円)	査定 係数	査定 事業費 (円)	補助 金計 (円)	補助金			市県 道土 (円)	事業実施 期間 完了	作業道等開設研修 修了者の対応予定	
				大字	字	地番						現状 (m/ha)	目標 (m/ha)	年度	施策内容	面積 (ha)	幅員 (m)					延長 (m)	国費 (円)	義務 県費 (円)				県単 道土 (円)

																												修了番号
																												氏名
																												計
																												修了番号
																												氏名
																												計
																												修了番号
																												氏名
																												計
																												修了番号
																												氏名
																												計

添付資料：開設計画図（5000分の1森林計画図に計画線形及び森林整備事業予定地を記入したもの）

年度 位置図・計画（実測）図																			
1 事業者氏名 _____ 2 事業所在地 _____ 3 伐採(植栽)面積 _____ ha <測量図>					<計画（実測）図> S = $\frac{1}{5,000}$														
					共通 第2 第3 第2 第3 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>植栽 樹種</td><td>(下層)</td><td>第1</td><td>第2</td><td>第3</td></tr> <tr> <td>植栽 本数(下層)</td><td>(ha/本)</td><td>第1</td><td>第2</td><td>第3</td></tr> </table> 伐採 種類 伐採 林種 伐採 樹齢 伐採 林齢 伐採 樹種 歩合 事業 区分 開闢促進 2 造林補助 3 治山事業 4 融資 5 独立行政法人 6 開発 7 市単独 8 自力等 間伐(択伐)率 % 1 10条の8第1項 2 10条の8第2項 3 15条 法律 4 34条 5 34条の2 6 15条かつ34条 7 15条かつ34条の2 8 10条の2					植栽 樹種	(下層)	第1	第2	第3	植栽 本数(下層)	(ha/本)	第1	第2	第3
植栽 樹種	(下層)	第1	第2	第3															
植栽 本数(下層)	(ha/本)	第1	第2	第3															
					共通 カナ 氏名														
					その他特記事項 <u>路線名:</u> _____ <u>延長:</u> _____ <u>幅員:</u> _____ <u>接続道路:</u> _____														
記入方法 (1) いずれの作成種類の場合でも0.01ha以上のものについて作成し、市・林班・準林班(以上右上)、伐採(植栽)面積(以上左上)は必ず記入する。 (2) 植栽、伐採の別に応じて右欄に必要事項を記入する。選択欄については○をつける。 (3) 箇所位置図の作成に伴い、森林地の所有者と実際の所有者が異なる場合は、右欄の森林所有者の欄に必要事項を記入する。 (4) その他詳細については「森林基本データ管理システム実施要領」による。																			

造林・間伐等施業予定（開設年度から3年間）計画書

作業路の種別		事業				査定係数		造林事業の内容		1 拡大造林 2 保育(除・間伐) 3 特殊林地改良 4 その他		
						年次計画		森林所有者等 氏 名	作業路計画		制限林 の種類	備 考
						年度	年度		年度	申請		
ha	m	ha	ha	ha		年 月 日	年 月 日					

様式第5号（第13条関係）

年度

事業完成写真

年 月 日

住 所
氏 名

NO

NO